

2023年10月から始まる予定の「インボイス制度」は聞いたことはありますか？

正直、フリーランスや個人事業主の私たちで特に1000万円以下の方には  
「施行されたら困る！」やつです実は…

（1000万円をまだ超えた事がないのでこのあたりうやむやですが、売上で越えたら超えた分に対して税金を納めるだ  
ったと思います。売上1100万円・・・100万に対して）

今まで1000万円以上の方が確定申告でやっていた消費税を払う制度  
簡単にいえばその制度をやらねばならぬのがこの制度です。

私としては…2023年は年収1000万円を超えるつもりでいるので  
必要になるので、すでに超えている方から色々聞いてはいましたw

なのですが…

まさかのまさかで年収が例え数千円でも必須になるって～

とはいえ、

1,100円でモノを買うと100円税金納めているのに  
2,200円でモノを販売すると200円の税金は？となっていたので  
まぁ当然と言えば当然ですよね…

中には「ハンドメイド作家には関係なし」「登録不要」という記事も見かけますが、  
私の見解では、販売をしているのであれば登録必要！です。

例えば委託先、マルシェ、ネットショップ

この相手が法人だった場合、99.99999%の可能性でインボイス制度の登録をされます。

そして

販売相手が個人事業主だったとしても経費にされる可能性がある  
例えばですが、普通に個人的にピアスを購入しあるデートで使うなら問題ないですが  
私のように『Zoom』の衣装のひとつだとしたら経費で落とします（実際私は経費にしています）  
その場合、インボイス制度の登録をしていないと大変な事に…

## インボイス制度って何？

「インボイス制度」を簡単に言うと、「請求書の発行や保存に関する新たな制度」のことです。

「インボイス」とは、「適格請求書」のことを指します。

そして「適格請求書」は、「売り手が買い手に取引の適用税率を伝える書類」のこと。

例えば百貨店に委託販売をしているとした場合

- ・売り手=商品を作るハンドメイド作家さん
- ・買い手=その商品を委託販売する百貨店

ということになります。

今まででは、課税事業者（ここでいう百貨店）は、納税すべき消費税を計算する際に、売上にかかる消費税から、仕入れにかかった消費税を差し引いて計算することによって消費税の二重課税を解消できました。（これを消費税の仕入税額控除といいます）

今までの 1,000 万円以下の私たちはこれをしなくてよかったです！

しかしインボイス制度の導入後は、事前に税務署より承認された適格請求書発行事業者のみが発行できる「適格請求書」（インボイス）による取引でなければ、仕入税額控除の適用を受けられなくなるんです。

私を例に考えます。

・私は Zoom で映えるピアスが欲しい！とピアスを探します！

商品はまるで同じ！値段も 5500 円とします！

① 的確請求書発行事業者から購入する

→この場合消費税に該当する 500 円は事業者がすでに払ってくれているのです

② 未登録の方から登録する

→この場合、消費税に該当する 500 円を事業者は払ってくれていません

つまりこのピアスを装着し

5,500 円のセミナーに 10 名予約が入り 55,000 円の売上がでたまなちゃんは

① の場合…5000 円の消費税 - 500 円で 4500 円を納税するのですが

② の場合…5000 円の消費税 - 0（未登録なので）で 5000 円納税しないといけなくなります

つまりですね…

私の負担が大きくなるのですよ！絶対いややし！

この規模で感じるとはほど影響ないかもですが

例えば

1 年間の仕入れ代が 110,000 円で、売上が 1,650,000 円扶養の限界（売上一経費で 130 蔓延とする）とした場合  
 $165,000 - 10,000 = 155,000$  円でいい消費税の納税が

未登録のところだった場合 165,000 円全額納税しないといけないって事になります。

簡単に言うと？

課税事業者同士で取引をしたほうが楽なので、委託販売先から「仕入税額控除の適用が受けられるインボイス発行してくれないとあなたとはもう取引しないよ！」と切られてしまう可能性があるということ！

もしくは「今まで通り取引してあげるけど、消費税分安くしてね」と値段交渉される場合もあるかもしれません。とはいえば手間すぎるのでややこしいから無理ってなるかもしれません。

インボイス発行すればいいのね？わかった！

となるところですが少々面倒でして…

ハンドメイド作家さんの多くは、売上が 1000 万円以下の免税事業者ですが

インボイスを発行できるのは「課税事業者」のみ。

その「課税事業者」になるためには 2023 年 3 月 31 日までに税務署に登録申請書を提出しないといけません

気をつけたいのが、この期限を過ぎると

- ・翌事業年度からしか発行できないうえ、更に違う書類の提出も必要になってしまいます

じゃあどうしたらいいの？

免税事業者のままだとインボイスを発行できないので、

- ・免税事業者のままでいるか
- ・課税事業者となって適格請求書発行事業者の登録申請を行うか

の決断をしなければなりません。

あなたの取引先が課税事業者なのかそうでないのかで

必要性も変わってくるとは思います。

例えばですよ。インスタのDMでしか販売せずお客様のほとんどは自分用である

みたいであれば登録しなくてもいいかもしれません。

ただ、私の場合ですと

- ・ネットSHOPは当たり前に全て法人様（手数料などがどうなるかはまだわかりませんが）
- ・取引しているお店は商業施設や百貨店
- ・委託先は法人のところもあるし、おそらく課税事業者
- ・私のお客様自体、これから売れっ子になるハンドメイド作家さんや、経営者さんばっかりだから私は登録をします！

そして青色申告で確定申告をします！

難しい話すぎて私が質問に答えられるほどの知識は足りておりませんが

簡単に言うとこんな感じですので

仕入れ先が未登録だと自分の負担が増えてしまうから

仕入れ先も選ぶ必要があるし、同じように相手にも選ばれるという事です。

ちなみに登録をすると発行される番号があるようで

その番号が証明になり、偽装するともちろんアウトですw